

香川県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年4月1日

議会規則第2号

改正 平成20年7月31日 議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席（車いす使用者席を含む。）及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券（様式第2号）及び団体傍聴券（様式第3号）とする。

2 一般傍聴券は、会議の当日、所定の場所で、先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴証)

第5条 傍聴証（様式第4号）は、報道関係者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該傍聴証に記載された期間に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴券等の提示)

第6条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(団体の傍聴)

第7条 議長は、団体で傍聴しようとする旨の申し出があった場合においては、一般席において当該団体に会議を傍聴させることができる。この場合においては、第6条の規定は、適用しない。

(入場の制限)

第8条 議長は、傍聴席が満員となったときその他必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器又はこれらに類する物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機器は、電源を切り、又は音を発生させない措置をとること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日	
	傍 聴 人 名 簿
住 所	
氏 名	

様式第 2 号 (表) (第 4 条関係)

年 月 日	
<h1>一 般 傍 聴 券</h1>	
No. _____	
香川県後期高齢者医療広域連合議会	

傍聴者は次のことを守ってください

- 1 会議のじゃまにならないよう静かに傍聴してください。
- 2 帽子やコートなどはぬいでください。
- 3 タバコを吸ったり物を食べたりしないでください。
- 4 写真をとったり録音しないでください。

年 月 日

団 体 傍 聴 券

No. _____

香川県後期高齢者医療広域連合議会

傍聴者は次のことを守ってください

- 1 会議のじゃまにならないよう静かに傍聴してください。
- 2 帽子やコートなどはぬいでください。
- 3 タバコを吸ったり物を食べたりしないでください。
- 4 写真をとったり録音しないでください。

年 月 日から
年 月 日まで

傍 聴 証

No. _____

香川県後期高齢者医療広域連合議会

傍聴者は次のことを守ってください

- 1 会議のじゃまにならないよう静かに傍聴してください。
- 2 帽子やコートなどはぬいでください。
- 3 タバコを吸ったり物を食べたりしないでください。
- 4 写真をとったり録音しないでください。
（あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。）